

多様な〈地元〉へのリ・デザイン ～美術館とアートのこれから～

(公財)かながわ国際交流財団
学術・文化交流グループ 副主幹
野呂田純一

本講演会における発表内容については、講演者の個人的な見解によるものであり、講演者の所属機関のものではないことをあらかじめ断りいたします。

If the world were a village of 100 people

世界がもし100人の村だったら

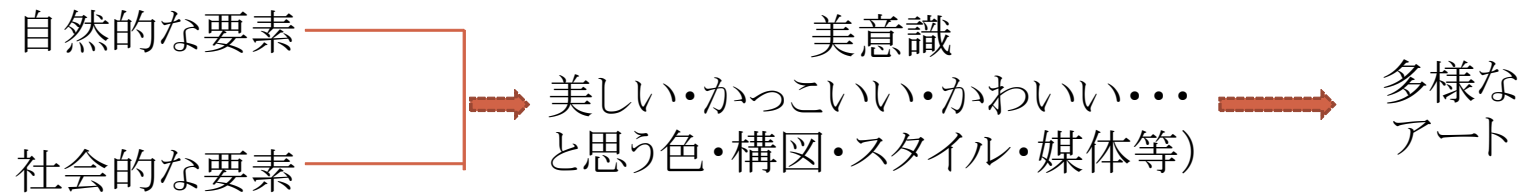
池田香代子再話 C.ダグラス・ラミス 対訳 2001年マガジンハウス

世界には63億人の人がいますがもしもそれを100人の村に縮めるとどうなるでしょう。
(略)

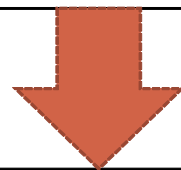
61人がアジアです 13人がアフリカ人 13人が南北アメリカ人 12人がヨーロッパ人
あとは南太平洋地域の人です

33人がキリスト教 19人がイスラム教 13人がヒンドゥー教 6人が仏教を
信じています 5人は木や石など、すべての自然に靈魂があると信じています。
24人は、ほかのさまざまな宗教を信じているほかあるいはなにも信じていません。

「美しさ」とは宗教観、歴史観、死生観
と同様に実は多様なのではないか？

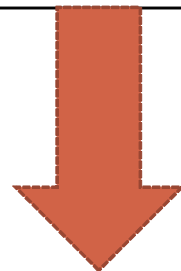


実体験としての文化の「多様性」 + 異文化への「水平なまなざし」



日々の疑問

欧米人に近い現代日本人の美意識や異文化へのまなざし、
それを形成してきた文化諸制度はどのように生まれたのか、
そして、どのような変遷を経て現代に至ったのか？



歴史研究(日本近代史・日本美術史(制度論))へ

1990年代 日本の人文・社会科学に「問い直し論」の流入

社会学

『博覧会の政治学』
吉見俊哉
(東京大学教授)

文化人類学

『文化の「発見」』
吉田憲司
(国立民族学博物館副館長・教授)

日本美術史 (制度)

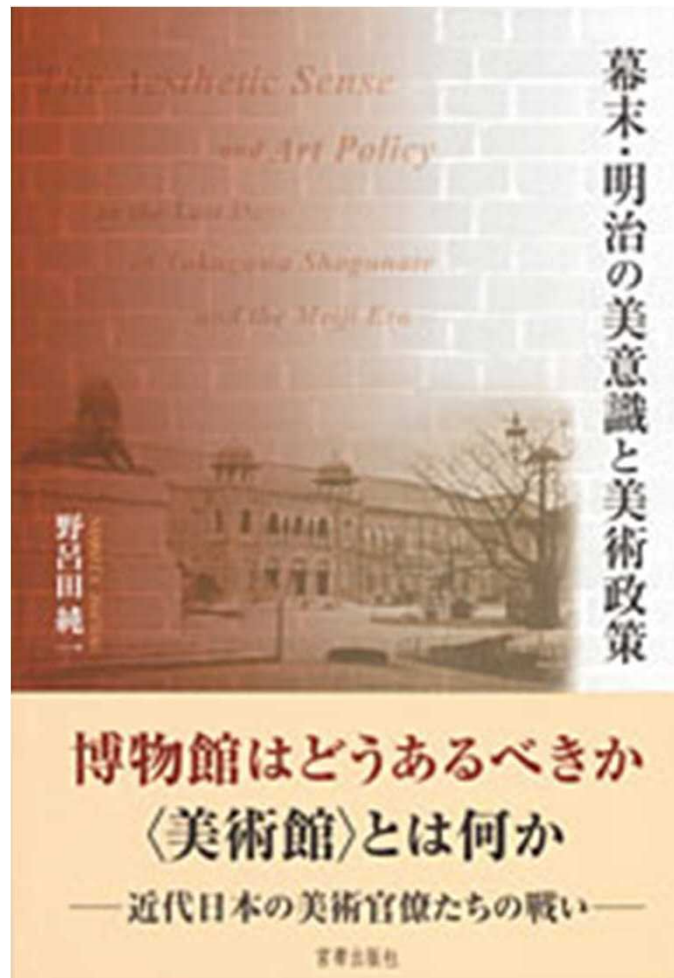
『明治国家と近代美術』
佐藤道信
(東京藝大教授)

日本〈美術〉史

『美術という見世物』
木下直之
(東京大学教授)

『幕末・明治の美意識と美術政策』(宮帯出版社/2015年)

「全日本博物館学会 2016年度学会賞」を受賞



「地方美術館とは何をするところか？」

美術館・博物館関係者(大学研究者・学芸員)の自己認識(美術館像)

第三世代の博物館像－伊藤寿朗『市民のなかの博物館』1993

- ①大阪市立自然史博物館、横須賀市自然・人文博物館、川崎市青少年科学館他
(市民参加の地域共同調査・共同研究)
- ②宮城県美術館、いわき市美術館(ワークショップの試み)
- ③平塚市博物館(活動のフィールドを明記した条例づくり)

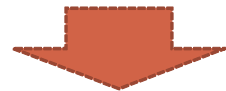
→第三世代は、参加し体験するという継続的な活用をとおして、知的探究心を育んでいく(要求を育む)ことをめざす施設であり、日常的利用が可能な場所に設置されることが条件となる。

美術館教育普及国際シンポジウム1992(於横浜市/美術館連絡協議会)

司会(森田恒之:国立民族学博物館)

- ・博物館は「地域を学ぶ」ために機関としての機能と方法についていろいろと議論を重ねてきた。
- ・地域につくられた美術館は、一体何をやっていいのか。
地域美術館は「地域を学ぶ場」ではなく、「地域」で学ぶ場。

キーワード:参加/(市民リテラシーの育成)



継続的に市民からの相談を受ける美術館像

教育普及担当学芸員が認識している教育普及の目的・使命とは？

美術と親しむ

展示作品への理解を助け、**美術と親しむ**機会を設ける。

感性を磨く・想像力の育成

子ども達が文化(芸術)に親しむ活動を積極的に実施し、**感性を磨き想像力豊かに成長し**、美術家の将来にとって重要な役割を担うことを期待する。

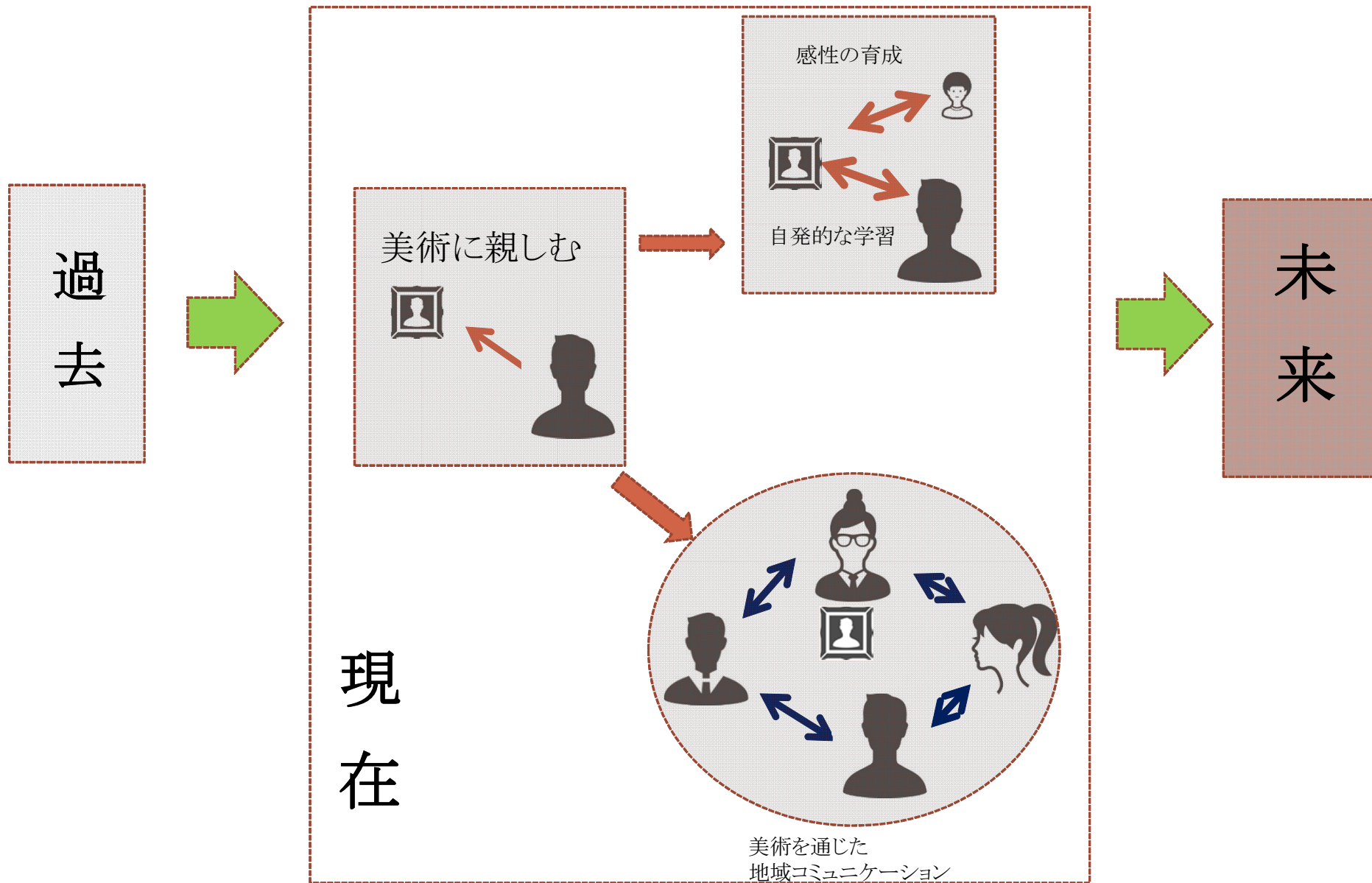
生涯学習・自発的な学習の支援

- ・多様な人々の**自発的**な学習を支援。
- ・美術教育の他に地域の社会学習の一助となることも目指す。子どもに限定せず社会人のための**生涯学習**の場となることにも努力。

地域コミュニケーションの場

- ・美術を通して**市民のコミュニケーション**の活性化に寄与する。
- ・一方通行の啓蒙的な「美の殿堂」というより、美術を通じた新たな**地域コミュニケーションの場**を目指している。
- ・教える－教えられるという固定的な関係を壊し、さまざまな立場の人が**出会い交感する場**でありたい。

キーワード：(市民の)自発性・継続性 (市民・学芸員間・市民間)協働性・水平性



本日の講演の全体像

I 美術と地域社会

1. 「美術」という概念と「美術館」という制度の
制度化・定着化

博物館/博覧会の輸入と変遷(全体像)

同時代
美術

博覧会

・ロンドン万国博覧会(1851)

勸業博覧会/共進会

・文部省博覧会(1872年)/内国勸業博覧会(1877)/横浜製茶共進会(1879)

産業博物館

・サウスケンジントン博物館(1857)
→ビクトリア&アルバート美術館

勸業博物館(内務省・農商務省)

・博物館(1872)

物産陳列場(農商務省・府県)

(古)〈美術館〉(宮内省)

・東京帝国博物館(1889)
・京都帝国博物館(1897)
・奈良帝国博物館(1895)

教育博物館

・トロント教育博物館(1853)

教育博物館(文部省)

・教育博物館(上野・1877)

古美術

「美術」という概念



第一回内国勸業博覧会(1877・上野)

第三区 美術

但シ、此区ハ書画、写真、彫刻、其他総テ製品ノ精巧ニシテ其微妙ナル所ヲ示ス者トス。

第一類 彫像術

第二類 書画

第三類 彫刻術及ヒ石版術

第四類 写真術

第五類 百工及ヒ建築学ノ図案、雛形、及ヒ装飾

第六類 陶磁器及ヒ玻璃ノ装飾 雜嵌細工及ヒ象眼細工

第二回内国勸業博覧会(1881・上野)

此区ハ彫刻、書画ノ妙技を主として示さるゝものとす。

美術区域の始末
(『工藝叢談』龍池会・1881)

「正邪巧拙ノ四義」により
美術かどうかを判断

第三回内国勸業博覧会(1890・上野)

美術の巧妙を顕すものに限る。



(第一回1877年)

「内国勸業博覧会美術館之図」(広重作・国立国会図書館蔵)

(←フィラデルフィア万博 ART GALLERY)

同時代美術の仮設的な展示(実際は勸業政策の一環)



第四回内国勸業博覧会(『風俗画報』1895・京都)

(勸業)博覧会の娯楽化
(明治後期～)



第五回内国勸業博覧会(1903・大阪)

『第五回内国勸業博覧会』高木秀太郎著 関西写真製版印刷出版部

View of the Picture Section in the Fine Art Building.

第五回内国勸業博覧会(1903・大阪)



[第五回]内国勸業博覧会(1903・大阪写真会・第五回内国勸業博覧会協賛会)

The Fine Arts building.

第五回内国勸業博覧会(1903・大阪)



[第五回]内国勸業博覧会(1903・大阪写真会・第五回内国勸業博覧会協賛会)

The Fine Arts building, illuminated.

美 術 館 夜 景

2. 「社会教育」の輸入と制度化

「社会教育」とは特殊日本的な用語であり、博物館や図書館という制度が欧米から輸入された後に、それらを総称する言葉として造語されている。

社会教育思想(明治・大正期)

- 『福沢諭吉文集第二編』(福沢諭吉、1879)

人間社会教育(学校の教育のみを云ふに非ず)の要は、
一事にても人をして早く実に当らしむるに在り。

- 『社会教育論』(山名次郎、明治25年(1892)) 博覧会・公園・書籍館(図書館)

東西諸国に於ては全く之に反して**博覧会**は殊更に**貧民の錢なきもののために設けたるものあり**。公園も日本の如く制限的公園にあらず、(略)

細民をして専ら園内に逍遙せしめ以て其**平生の鬱屈を散し気力を励さしめ**、又書籍館の如きも単に上流人士の為に設けずして**下流人民をして知識を得せしめ世間の用をなさしむるの趣向に掛るものなれば**(略)

社会教育の主義は(略)**普通教育の及ばざる所を輔け以て教育普及の一助となり**。(略)

通俗教育調査委員会 明治44年(1911年)設置

●通俗教育調査委員会官制 第二条

通俗教育調査委員会ハ文部大臣ノ命ニ依リ、**通俗教育ニ関スル講演**又ハ材料ノ蒐集及製作ヲ為ス。

●『日本帝国文部省年報第40(明治45-大正2年) 上巻』(文部省・1914年)

本会ノ事業ハ

通俗図書、幻燈映画及活動写真「フィルム」ノ認定、通俗教育講演会ノ開催、通俗教育館ノ施設等ニシテ**各地方及学校等ニ対シテハ通俗教育ノ施設ヲ奨励セルヲ以テ、通俗教育講演会ハ概ネ各地ニ行ハレ、通俗図書館若ハ巡回文庫ノ施設ハ漸次増加シ、通俗教育展覽事業モ亦各地ニ其ノ設置ヲ見ルニ至レリ。**

参考:松田武雄「明治期における社会教育・通俗教育概念の検討」(九州大学大学院教育学研究紀要, 1999, 第2号)

社會教育部

第一號議案 社會教育の目標及限界如何

(帝國教育會提出)

決 議

(帝國教育會調査の議案を原案とし、小修正を加へて可決。可決成案を左に掲ぐ)

社會教育とは、家庭教育、學校教育以外に於ける文化の向上を目標とする一般的教育作用を總稱し、教養訓練の多様な施設と機關とを備へ、一般國民をしてこれを自由に利用せしむるを本旨とす。

如上の社會教育機關は、不斷に自己修養の手段として均等に利用し得るあらゆる施設即ち圖書館・博物館・動植物園・各種展覽會・講演會・講習會等の諸施設は素より宗教・藝術・智識・技能・體育運動等を目的とする各種團體をも包含す。

社會教育の主要なる施設及機關

- (一) 圖書館 博物館 動物園 植物園 展覽會
- (二) 新聞 雜誌 講義錄 圖書及其他の印刷物
- (三) 講演會 講習會 實演會 ユニバーシティ・エキスポテンション
- (四) 音樂會 ラヂオ 演藝會 劇場 (民衆劇場を含む)
- (五) 公開運動場 演武場 兒童遊園
- (六) 各種教化團體 社寺教會
- (七) 男女青年團體 少年少女團體 體育團體 各種俱樂部及隣保館

- (八) ポスター 標語宣傳 街頭宣傳 民話 俚話 傳記 史蹟及記念碑

博覧会の地方への広がり

開催年	博覧会名
1907年	東京勸業博覧会
1914年	東京大正博覧会
1915年	大典記念京都博覧会
1918年	開道五十年記念北海道博覧会
1922年	平和記念東京博覧会
1926年	大大阪記念博覧会
1927年	東亜勸業博覧会(福岡県)
1928年	東北産業博覧会(仙台市)
	大日本勸業博覧会(岡山県)
	全国産業博覧会(香川県)
	山梨電気博覧会
	御大典奉祝名古屋博覧会

(四) 岡山縣青年文化展覽會

皇太子殿下御成婚を奉祝記念し、併せて青年男女の文化向上を圖り、以て社會教化に資せんがために、大正十三年四月二十五日より五月四日迄十日間、岡山縣商品陳列所を第一會場、元岡山縣工業試驗場を第二會場、岡山縣會議事堂及深柀小學校を第三會場に充て、岡山縣青年文化展覽會を開催した。

第一會場の陳列品は主として補習學校生徒、青年團、處女會員の作品を以て、さしもに廣い樓上、大廣間を十重二十重に飾つて居る。最も人の目を引くものは刺繡であらう。随分多大な時間と努力を要した丹精の作品がある。華かな都人の目をそば立てる迄には行くまいが、これが田舎處女の作品として見れば實に驚くべきものがある。其他の手工藝品としては造花、袋物、衣類、人形などの美しいものがある。青年の作品中には着實な副業品奇抜な作品も見ゆる。書畫に至つては近來非常の進歩を見せてゐる。一体に男子の作品としては目新らしいものは少いが、在來りの薬細工品や副業品の中に眞の着實味があり剛健味がある。女子の作品にしてもあまり注意を引かぬ廢物利用品や改良服の中に田舎女子としての眞面目があり、それ／＼の地方色が表はれて面白い。青年文化展覽會の眞使命は、むしろかうした邊にあると思は

れる。青年團、處女會及補習學校の施設經營、地方の産業狀態等を一目に見せた面白い考案の統計や一覽表には熟覽玩味すべきものが多い。縣下諸地方に於ける團体的活動の發展各地の特色が一堂に比較對照されておもしろい。其他岡山市の出品は第一に岡山工藝の木工、金工、操南畫會の洋畫、就實高女、米田刺繡美學會の手工藝品、第一第二專修、吉備商、關中等もある。参考品部は第二會場で通信交通館に師團からの傳書鳩、所澤の飛行機製作品、郵便局の電信裝置を毎日實演し、農具室には農産會社の改良農機を運轉し、階上第一室は漁撈坪網の模型、福德生命保險會社調査の生命保險に關する有益な統計など、滿蒙館には滿鐵會社及縣商出品の滿蒙生産品を陳列し、生理衛生館には醫科大學の病理解剖に關する實物模型、岡山市社會課の營養價値食料品實物を配置し、中國民報社及大阪市民博物館出品の体育競技寫眞がある。社會館には縣立商業學校の民風作興ポスター、岡山縣社會課の社會事業諸統計、倉敷紡績會社、鐘淵絹糸紡績の紡績工程及製品など参考すべきものが多い。第一會場での参考品としては先づ入口の縣學務課出品の青年處女年中行事のポスターが異彩を放つて人目を引き、第一專修の星座一覽、師團司令部の軍事に關する巧妙な趣向のポスター、入口から別館にかけて縣權度課及縣商のメートル宣傳は徹底した宣傳振りであり、倉敷労働科學研究所出品の世界人種模型は獨逸の製作で又見難い珍品である。由良洋服女塾の女子服兒童服、縣圖書館の青年處女文庫の模範施設もある。最も呼物となつてゐるのは出雲大社出品の神前結婚式場で、天満屋呉服店出品の新郎新婦の人形、丸福呉服店の式場用具で樓上中央の貴賓室を飾つて人氣を湧かしてゐる。本館裏露臺では工業學校の廻轉寫眞が發動機の音高く縣下の名勝を紹介してゐる。

附帶事業としては第一會場別館で毎日午前午後三回の活動寫眞を開演し、文化染色講習は本館で隨時開催してゐる。其他二十七日は縣會議事堂で盲人大會、夜は深柀校で盲人音楽演奏會、廿八、九兩日は深柀校で縣下青年大會、三十日は第一會場で農村趣味の本會踊、義民踊、五月二日は深柀校で縣下處女大會、三日は第一會場で民論大會が開かれる。此種の展覽會は縣下では無論最初の試みであり「全國でもまだ初耳だ」ミ欄橋東京博物館長もいはれた程であつた。關東震災の爲に難約した東京からの出品の皆無になつたのは遺憾であつたが、縣下各地の共鳴ミ京阪九州遠くは琉球、臺灣朝鮮、滿洲等よりの出品にて難想外の成績を挙げた。こゝは縣下青年教育の爲慶すべきことであつた(備作教育第二百九號)

岡山県青年文化展覧会
1924年4月25日～5月4日(10日間)

第一会場(岡山県商品陳列所)

刺繍・造花・袋物・衣類・書画(出品者:青年団・処女会・絵画団体)

附帯事業(毎日3回)活動写真/(臨時)文化染色講習
本曾踊り・義民踊り・民謡大会

第二会場(元岡山県工業試験場)

・交通館 師団の伝書鳩・飛行機製作品・郵便局の電信装置

第三会場(岡山県会議事堂・深低小学校)

附帯事業 盲人大会・盲人音楽演奏会・青年大会・処女大会



棚橋源太郎(東京教育博物館長)
この種の試みは「全国でも初耳だ」と
言はれた程であった。

- ・サブカルチャー
- ・社会包摂的
- ・領域横断的

四、定例美術講演會

一般市民の美術智識の涵養と藝術的精神教育の向上及普及を目的として、斯界の權威者を招聘し、九月開館以來毎月左記の如く定例美術講演會を本館講堂に於て開催せり、毎回の聴講者約百七八十名あり

回 列	月 日	演 題	講 師	聴 講 者
第一回	九月二十六日 (土)	圓山應舉 筆意の妙	大坂市主事 望月信成 東京帝大名譽教授 文學博士 瀧 精一	一五〇名
第二回	十月二十四日 (土)	佛像から 我國の彌勒信仰と その造像に就て	美術館學藝員 三才笹吉 京都帝大名譽教授 文學博士 松本文三郎	二四八名
第三回	十一月廿一日 (土)	支那陶瓷の鑑賞 世界文化と日本美術	美術館學藝員 小林太市郎 文部省美術研究所長 矢代幸雄	一八六名

第四回	十二月十九日 (土)	支那の書論 六朝時代繪畫の新資料	美術館學託 堂谷憲勇 京都帝大名譽教授 文學博士 濱田耕作氏	一一七名
第五回	一月二十三日 (土)	近世初期に於ける藝術の 破壊と建設	東京帝大教授 文學博士 藤懸 靜也	二〇八名
第六回	二月十三日 (土)	塔	京都帝大名譽教授 工学博士 天沼 俊一	一七二名
第七回	三月二十日 (土)	日本古名畫の話	京都帝大教授 文學博士 植田 壽藏	一〇七名

五、美術講習會

美術講習會は定例美術講演會と同じく、本館陳列品の鑑賞研究と相俟て美術智識の教養を目的とする本館事業の一にして、本年度に於ては其の第一回を、二月十六日より三月十九日に至る期間、毎週火金曜日の二回づつ、左記の講師並に科目を定めて開催せり、會員二百三十八人にして毎回の出席者平均百五人なり

講 師 並 科 目	講 師	科 目
藤原時代の佛畫	奈良帝室博物館監査官補 龜 田 政	鏡鑑の沿革
日本彫刻史	美術館主事 望 月 信 成	宋代の藝術鑑賞
支那畫論の研究	美術館學藝員 小林太市郎	紀州の陶器
	美術館學託 小林太市郎	

東京府美術館に次いで
設立された公立美術館

『第1回大阪市立美術館年報』(1936)

3. 戦後の美術館教育普及

社会教育法(1949年制定)

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、**主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)**をいう。

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 **所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。**
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 **講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。**
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 **音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。**
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十七 視聴覚教育、体育及び**レクリエーション**に必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

博物館法(1951年制定)

(博物館の事業)

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

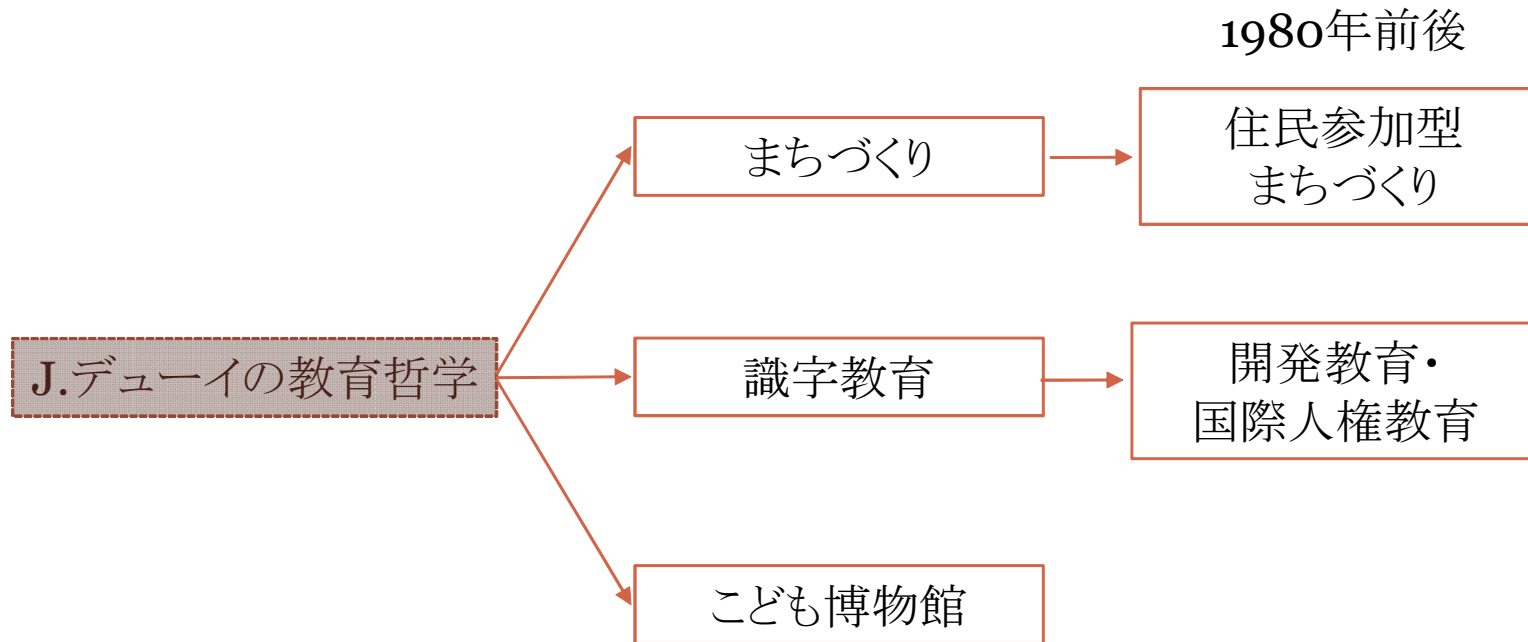
八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

九 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

ワークショップの輸入



ワークショップ関係図(高田研1996)より
中野民夫『ワークショップー新しい学びと創造の場ー』(岩波新書)

草創期の美術館教育普及の考え方(整理)

設立年	美術館名	美術館教育普及に関する考え方	探検型 ワークショップ (身体→美術館→まち)
1981	宮城県美術館	「(略)技術は練習でどうにかなるけど、作る必然みたいなのはどうにもならない。実はその必然がアートだと思うんですけどね。」(齋正弘)	「身体気象体験」 「美術館探検」
1986	世田谷美術館	「私たちが寝たり起きたり、食事をしたり。まちを歩いたり・・・当たり前の日常生活のなかにも、自分たちさえ意識を働かせればいろいろな美を発見できる。美術はそのための一つのツールでもあるのだ」(高橋直裕)	まち歩きワークショップ 「建築意匠学入門」
1987	目黒区美術館	ワークショップとは 「テーマと時間と場を共有して、参加者やスタッフが同じ目線にたち、積極的に意見を交換し合い、能動的な視点を獲得するための方法」(降旗千賀子)	サウンドウオーク まちの情報体験隊

高橋洋一編『造形ワークショップの広がり』武蔵野美術大学出版局
 瀧端真理子「ワークショップと「相談」、あるいは「自立した個人」をめぐる」
 (「武蔵野美術大学造形ファシリテーション能力獲得プログラム 2011年度報告書」所収)

Ⅱ 地域におけるアートと美術館のこれから

現代アート(アーティスト)の変化 (1990年代後半～)

- ① 公立美術館の開館ラッシュが落ち着き、アーティストの活動領域が制度からの逸脱を志向しながら多様化した一方で、制度よりの活動の場(アーティストインレジデンス)も同時に多様化を見た
- ② アーティストの表現自体にインタラクティブな傾向が強まり、コミュニケーションを重視する作品が増加。その結果、ワークショップ的な要素を積極的に作品の構造に取り入れていく姿勢が強まったこと。
- ③ 美術館や公共施設等で実施されるワークショップにおいて、招かれたアーティストのコンセプトが企画段階から反映されるようになった。

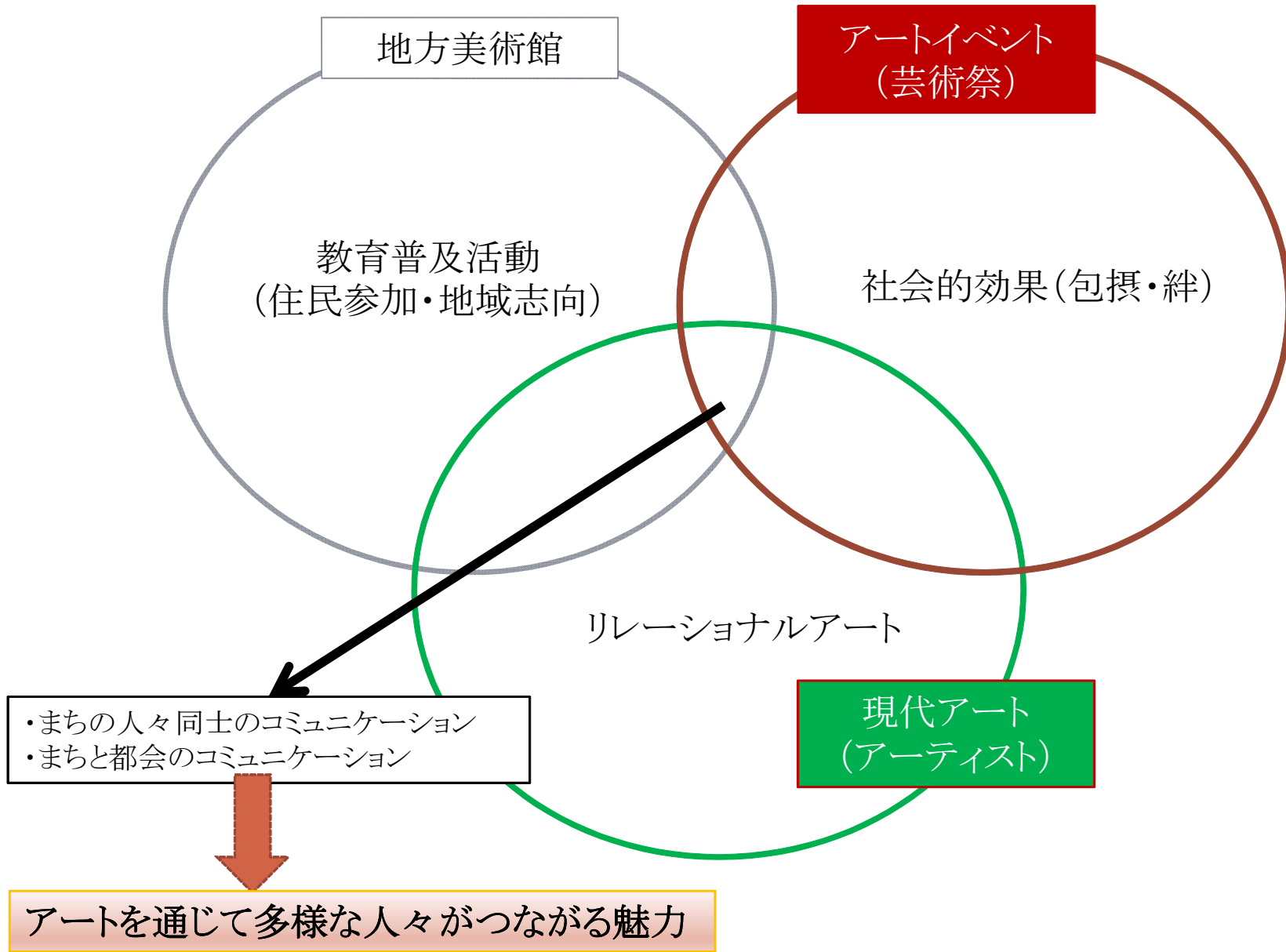


製作技法の簡易体験版⇒独自に考案したアイデアのワークショップ化

アートイベント(芸術祭)の急速な全国拡大
(1990年代～)

イベント名	開始年
福岡アジア美術トリエンナーレ	1999～
越後妻有アートトリエンナーレ	2000～
横浜トリエンナーレ	2001～
瀬戸内国際芸術祭	2010～
あいちトリエンナーレ	2010～
札幌国際芸術祭	2014～
京都国際現代芸術祭	2015～
さいたまトリエンナーレ	2016～

地方美術館-アートイベント-現代アートの三者間関係



結 論

人口減少社会・地方消滅と言われる中で・・・

歴史学の視点から見て、日本全国には「博覧会」という「文化を向上」させる、その土地その土地の特長を生かした多様なアートイベントが行われてきた。

戦後、地方美術館・博物館が増加する中、地域住民との共同的・双方向的な教育普及が行われるようになった。1990年代以降は、長期の景気低迷期の中でこれまでより大きな、地域の経済的効果・社会的効果を目指して、国内各地域に多くの芸術祭が立ち上げられつつある。

一方でアートそのものも、「モノ」として作品を制作するというより、ワークショップという地域の多様な人と人を結ぶアートプロセスを作品化する傾向も強くなっている。

元々、アートイベントに限らず、地方(市単位)では同じ分野でのプレーヤーが少ないことから、共通の目的(まちおこし)があるときには、都会に比べて異業種・異世代間でつながりやすい。

⇒自分たちのまちを大事にしたいと思う有志(〈地元〉志向の強い人々)が、〈地元〉の人同士、〈地元〉と都会の人同士が「**つながる魅力**」を見出す方向で、いまある「まちづくり」につながるデザインやアートイベントについて、そのハブにアートと美術館を置いて、編み直していく(re-design)。

⇒こうしたリ・デザインにより、

〈地元〉が若い人々にとって魅力的な場所となり、近い将来、都会から〈地元〉に住みたい(帰りたい)、〈地元〉を支えたい、あるいは〈地元〉に残りたい、そして〈地元〉を大切にしたいと願い、行動する若い人々が増加するのでは？

ご静聴ありがとうございました